

下水道排水設備工事（宅内工事）及び資金補助制度に係る必要書類

- 排水設備工事と補助金の書類は同時にご提出下さい。
- 居住を伴わない営業専用店舗や事業所等に関しても補助対象となります。（基本補助金のみ）
- 令和8年度補助金制度の申請締め切りは令和8年12月末の予定です。また、令和9年2月末までに工事完了及び完了書類等の提出が必要となりますのでご注意ください。（令和9年度以降の補助金制度の継続については現時点では未定です。）
- 様式は市のホームページからダウンロードできます。
- 補助金等詳細についても市のホームページをご確認下さい。
 - *排水設備工事 <https://www.city.inashiki.lg.jp/page/page000538.html>
 - *資金補助制度 <https://www.city.inashiki.lg.jp/page/page007512.html>

(1) 申請時にご提出いただく書類（工事着手前）

■排水設備工事に関する必要書類

- ①排水設備工事計画確認申請書（様式第1号、第4条関係）
 - ・申請書中段の工事見積り欄も必ず記入して下さい。（見積書添付でも可）
 - ※補助金申請不要の場合は単価及び金額は省略可。
 - ・公共下水道と農業集落排水で様式が異なるのでご注意ください。
 - ・土地の登記事項証明書と公図の写し。
 - ・他人の土地又は排水設備を使用する場合、同意のサインをご記入下さい。
- ②位置図及び平面図
 - ・勾配を確認するため各樹に地盤高の記入もして下さい。
 - ※茨城県下水道協会発行の排水設備 第6章 5・6項を参照して下さい。
- ③念書

③念書	排水設備工事の基準となる勾配1%に満たない施工箇所がある場合 及び 既設樹・既設配管を利用する場合は、内容に応じた念書を添付して下さい。
-----	--
- ④工事着手前写真（公共樹、公共樹の中、配管経路全体、浄化槽等）
- ⑤稲敷市本新地区では、真空管方式を採用している区間もあるため、通気管の設置の有無を確認してください。

■補助金に関する必要書類

- ①稲敷市下水道排水設備工事資金補助金交付申請書（様式第1号、第4条関係）
 - ②稲敷市下水道排水設備工事資金補助金の交付決定に係る調査同意書（様式第2号、第4条関係）
 - ③排水設備工事の見積書の写し
- ※審査後、施工業者様へ排水設備計画確認書を通知しますので、その後工事を着手して下さい。また、補助金の審査内容については施主様へ通知いたします。

(2) 工事完了後にご提出いただく書類

■排水設備工事に関する必要書類

- ①排水設備工事完了届（様式第4号（第7条関係））
 - ②竣工図（平面図）
- ※工事完了後は遅滞なく排水設備工事完了届を提出いただき、施工業者様立ち会いのうえ完了検査を行いますので、ご承知おき下さい。
- ③工事完了後写真（配管経路全体、浄化槽または汲み取り槽の撤去箇所）

■補助金に関する必要書類

- ①稲敷市下水道排水設備工事資金補助金実績報告書（様式第5号、第9条関係）
- ②排水設備工事に係る領収書の写し
- ③浄化槽や便槽を撤去した場合 ➡撤去したことがわかる写真を添付して下さい。
- ④排水設備工事資金補助金請求書（様式第7号、第11条関係）

（④の様式は、①～③の書類をご提出いただいた後、補助金交付額確定通知書と併せて上下水道課から施主様へ郵送します。）

■各種届け出（様式は、排水設備計画確認書と併せて郵送いたします。）

- 上・下水道使用開始・変更届（使用開始日の3営業日前までにお客様センターへ提出して下さい。）
- 浄化槽使用廃止届出書（浄化槽を使用しなくなる場合は上下水道課へ届け出が必要となります。）